



山形県公報

平成18年4月1日(土)

号 外(20)

目 次

教育委員会関係

規 則

職員の駐在制度に関する規則.....	1
山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則.....	2
教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則.....	4
山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則.....	同
盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則.....	5
山形県体育施設条例施行規則の一部を改正する規則.....	同
山形県産業教育審議会規則の一部を改正する規則.....	6

訓 令

山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令.....	同
山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令.....	同
山形県教職員健康審査会規程の一部を改正する訓令.....	7
山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令.....	同

告 示

平成13年5月県教育委員会告示第10号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正...	8
---	---

教育委員会関係

規 則

職員の駐在制度に関する規則をここに公布する。

平成18年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 伊 藤 晴 夫

山形県教育委員会規則第11号

職員の駐在制度に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県教育委員会事務局組織規則(昭和40年4月県教育委員会規則第5号)第3条の2の規定に基づき、特別な事務を処理するため職員を駐在させることについて必要な事項を定めるものとする。

(駐在により処理する事務)

第2条 スポーツ保健課において処理するスポーツの普及に関する事務は、職員を駐在させて処理するものとする。

(駐在場所)

第3条 前条の事務(以下「駐在事務」という。)を処理させるため、天童市山王1番1号にスポーツ保健課の職員を駐在させるものとする。

(駐在の命令)

第4条 職員の駐在の命令は、スポーツ保健課長が行う。

(補則)

第5条 駐在を命ぜられた職員の服務その他駐在事務の処理に関して必要な事項は、教育長の承認を得て、スポーツ保健課長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年4月1日

山形県教育委員会
委員長 伊藤 晴 夫

山形県教育委員会規則第12号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則(昭和40年4月県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3条」を「第3条の2」に改める。

第1章中第3条の次に次の1条を加える。

(臨時又は特別な事務)

第3条の2 教育委員会は、臨時又は特別な事務で、この規則で定める組織により処理することが適当でないとき、必要な組織を設け、又は職員を指定し、若しくは所要の地に駐在させて当該事務を処理させることがある。

第4条第1項の表中

義務教育課	庶務係
高校教育課	庶務係
社会教育課	庶務係

を

教育やまがた振興課	庶務係
義務教育課	
高校教育課	

に改

め、同条第2項の表中

高校教育課	高校改革推進室
社会教育課	文化財保護室

を

総務課	教職員室
教育やまがた振興課	文化財保護室
高校教育課	高校改革推進室

に改

める。

第5条第5号中「(学校職員を除く。以下同じ。)の職制」を「の職制(学校職員に係るものを除く。)」に、「研修」を「研修(義務教育課及び高校教育課で所掌するものを除く。)」に改め、同条中第9号を削り、第10号を第9号とし、同条第11号中「県育英奨学資金、」を削り、同号を同条第10号とし、同条中第12号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、第21号を削り、第22号から第27号までを2号ずつ繰り上げ、同号の次に次の2号を加える。

(26) 公立学校の設置及び廃止に関する事

(27) 公立学校の組織編制に関する事

第5条第28号を同条第34号とし、同号の前に次の6号を加える。

(28) 技能教育施設の指定及び指定の解除に関する事

(29) 学校経営管理の指導に関する事

(30) 教育職員の免許及び検定に関する事

(31) 山形県教職員健康審査会に関する事

(32) 学校職員団体に関する事

(33) 教員の海外派遣に関する事

第5条に次の1項を加える。

2 総務課の分掌事務のうち前項第5号及び第6号に掲げる事務(学校職員に係るものに限る。)並びに前項第26号

から第33号までに掲げる事務は、教職員室で所掌する。

第6条及び第7条を次のように改める。

(教育やまがた振興課の分掌事務)

第6条 教育やまがた振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育施策の総合企画及び調整に関すること
- (2) 生涯学習に関する施策の総合企画、調整及び推進に関すること
- (3) 社会教育の振興に関すること
- (4) 社会教育委員に関すること
- (5) 社会教育主事の資格認定に関すること
- (6) 青少年団体、婦人団体等社会教育団体の育成に関すること
- (7) 公民館、図書館、博物館、生涯学習センター、文化会館その他生涯学習施設の整備及び運営指導に関すること
- (8) 視聴覚教育に関すること
- (9) 社会教育指導者等の研修に関すること
- (10) ユネスコ活動に関すること
- (11) 文化財に関すること
- (12) 銃砲刀剣類の登録に関すること
- (13) 義務教育課及び高校教育課の庶務に関すること
- (14) 社会教育関係及び文化関係の公益法人及び公益信託に関すること
- (15) 県立図書館、県青少年教育施設及び県立博物館に関すること
- (16) 県立うきたむ風土記の丘考古資料館の管理に関すること
- (17) 県生涯学習センターの管理に関すること
- (18) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関すること

2 教育やまがた振興課の分掌事務のうち前項第11号、第12号及び第16号に掲げる事務は、文化財保護室で所掌する。

(義務教育課の分掌事務)

第7条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること(高校教育課で所掌するものを除く。)
- (2) 生徒指導及び進路指導に関すること(高校教育課で所掌するものを除く。)
- (3) 教員の研修に関すること(高校教育課で所掌するものを除く。)
- (4) 教科用図書の採択及び給与に関すること(高校教育課で所掌するものを除く。)
- (5) 障害児の就学指導に関すること
- (6) 幼児教育に関すること
- (7) 教科用図書選定審議会に関すること
- (8) 特殊教育に関すること

第8条を削る。

第8条の2第1項中第1号から第8号までを削り、第9号を第1号とし、第10号から第14号までを8号ずつ繰り上げ、第15号及び第16号を削り、第17号を第7号とし、第18号から第21号までを10号ずつ繰り上げ、同条第2項中「前項第18号」を「前項第8号」に改め、同条を第8条とする。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第11条第14号中「の管理」を削り、同号を同条第15号とし、同条中第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 学校における食育に関すること

第12条中「及び前5条」を「から第8条まで及び前2条」に改める。

第13条の見出しを「(所管事務の決定)」に改め、同条中「臨時若しくは特別な事務又は」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年4月1日

山形県教育委員会
委員長 伊藤 晴夫

山形県教育委員会規則第13号

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教育機関の組織及び運営に関する規則(昭和41年4月県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条の表中

資料課	資料第一係、資料第二係
奉仕課	奉仕係

を

経営課	
企画調査課	

に改め

る。

第6条第1項第1号中「1月2日から4日まで」を「1月1日から3日まで」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「文化の日」を「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する文化の日」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「12月28日から12月31日まで」を「12月29日から31日まで」に改め、同号を同項第4号とし、同条第3項中「第1項第4号」を「第1項第3号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年4月1日

山形県教育委員会
委員長 伊藤 晴夫

山形県教育委員会規則第14号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則(昭和41年4月県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「総務専門員、事務部次長」を「事務部次長、事務次長(主査)」に、「栄養士」を「栄養士、技士長」に改める。

第21条の表中

総務専門員	担当事務について事務長を補佐し、特定事項を処理する。
総務主査	担当事務について事務長等を補佐し、担当事務を処理する。
事務次長	事務長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。

を

事務次長(主査)	事務長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。
事務次長	
総務主査	担当事務について事務部長等を補佐し、担当事務を処理する。

に、

学校司書	学校図書館の業務に従事する。
------	----------------

を

技士長	上司の命を受けて技能労務職員の指導業務に従事する。
学校司書	学校図書館の業務に従事する。

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年4月1日

山形県教育委員会
委員長 伊藤晴夫

山形県教育委員会規則第15号

盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営に関する規則(昭和41年4月県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総務主査」を「事務次長(主査)、総務主査」に、「学校栄養職員」を「学校栄養職員、技士長」に改める。

第4条の表中

総務主査	事務長を補佐し、担当事務を処理する。
事務次長	事務長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。

を

事務次長(主査)	事務長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。
事務次長	
総務主査	担当事務について事務部長等を補佐し、担当事務を処理する。

に、

調理師	調理に関する業務に従事する。
-----	----------------

を

技士長	上司の命を受けて技能労務職員の指導業務に従事する。
調理師	調理に関する業務に従事する。

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年4月1日

山形県教育委員会
委員長 伊藤晴夫

山形県教育委員会規則第16号

山形県体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

山形県体育施設条例施行規則(昭和41年7月県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の2中「、管理第一係及び管理第二係」を「及び管理係」に改める。

第4条の表中

課 長	館長の命を受けて課の事務を処理し、館長に事故があるときはその職務を代決する。
-----	--

を

主 幹	館長の命を受けて特定事項に関する事務を掌理し、館長に事故があるときは、その職務(主幹が掌理する事務に限る。)を代決する。
-----	--

課長	上司の命を受けて課の事務を処理し、上司に事故があるときはその職務を代決する。
----	--

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県産業教育審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年4月1日

山形県教育委員会
委員長 伊藤 晴 夫

山形県教育委員会規則第17号

山形県産業教育審議会規則の一部を改正する規則

山形県産業教育審議会規則(昭和60年12月県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第5条中「文化環境部学術振興課と協議して」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県教育委員会訓令第3号

庁 中
教 育 機 関

山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年4月1日

山形県教育委員会
委員長 伊藤 晴 夫

山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会公印規程(昭和38年8月県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項後段を削る。

別表第1(1)庁印の項中 「義務教育課長」 を 「 ” 」 に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第4号

庁 中
教 育 機 関

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年4月1日

山形県教育委員会
委員長 伊藤 晴 夫

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会文書管理規程(昭和42年4月県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第41条第1項中「、義務教育課及び高校教育課」を削る。

別表第2号(1)本庁の項を次のように改める。

(1) 本庁

課名	文書記号
総務課	教総
教育やまがた振興課	教振
義務教育課	義教
高校教育課	高教
福利課	福
スポーツ保健課	スポ保

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第5号

本 庁
教 育 事 務 所
県 立 学 校
市 町 村 教 育 委 員 会

山形県教職員健康審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 伊 藤 晴 夫

山形県教職員健康審査会規程の一部を改正する訓令

山形県教職員健康審査会規程(昭和51年4月県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第8条中「山形県教育庁義務教育課」を「山形県教育庁総務課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第6号

庁 中
教 育 機 関 (県 立 学 校 を 除 く 。)

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 伊 藤 晴 夫

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程(昭和51年10月県教育委員会訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第43条を次のように改める。

第43条 削除

別記様式第5号の注書辞令書記載要領の項第4項第1号の表中

「	臨時的任用 の場合	山形県教育委員会(身分)に臨時的に任命する 任期は 年 月 日までとする (職名)を命ずる (給料表名) 級に決定する 号給を給する	任期を更新する場合は、 「臨時的任用期間を 年 月 日まで更新す る」と記載すること。	」
---	--------------	--	--	---

を

「	臨時的任用 の場合	山形県教育委員会(身分)に臨時的に任命する (地方公務員法第22条第2項、地方公務員の育 児休業等に関する法律第6条第1項第2号) 任期は 年 月 日までとする (職名)を命ずる (給料表名) 級に決定する 号給を給する		」
	臨時的任用 の任期を更 新する場合	臨時的任用期間を 年 月 日まで更新する		

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県教育委員会告示第8号

平成13年5月県教育委員会告示第10号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部を次のように改正する。

平成18年4月1日

山形県教育委員会
委員長 伊 藤 晴 夫

「 教育庁義務教育課及
び高校教育課

を

「 教育庁総務課

に改める。」